



県章

# 滋賀県公報

平成30年(2018年)  
3月16日  
号外(6)  
金曜日

毎週月・水・金曜 3回発行

## 目次

### ○ 監査委員公告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告..... 1

## 監査委員公告

### 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成30年3月16日

滋賀県監査委員	生	田	邦	夫
〃	平	岡	彰	信
〃	奥			博
〃	北	川	正	雄

### 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	琵琶湖環境部琵琶湖政策課
監査執行年月日	平成28年12月20日
監査結果報告年月日	平成29年3月14日
監査の結果	

#### (1) 琵琶湖レジャー監視・指導補助嘱託員への立入調査権限の付与について

琵琶湖のレジャー利用の監視を担当する職員として、監査対象機関の正規職員に加えて、質問・調査権限を有する「航行規制水域監視嘱託員」と同権限を有しない「琵琶湖レジャー監視・指導補助嘱託員」が配置されているが、陸上での監視を行っている同補助嘱託員には、質問・調査権が与えられていないにもかかわらず、実際にはプレジャーボートの使用者に対して住所、氏名を質問するなど、同補助嘱託員の権限と監視の実態が合致していない事例がある。

については、補助嘱託員に対する「権限の付与」について見直しを行われたい。

#### (2) 琵琶湖レジャー利用の監視のより効果的な実施方法について

航行規制区域内では、琵琶湖レジャーの利用の適正化に関する条例第13条各号に該当する場合を除きプレジャーボートの航行が禁止されている。

同条第1号では、航行規制区域に接する琵琶湖岸と当該航行規制水域外の水域間等を、最短とならない経路を移動する場合や騒音を減ずるための措置を講じないで移動するなどの航行は認められていない。

当該行為については、監査対象機関が定める「違反取締対応マニュアル」で、停止命令の手順等が定められているが、監査対象機関によると、現場で指導、警告すれば、殆どの艇が従うため平成20年度以降は一度も当該命令は発せられていない。条例第13条各号に関する苦情件数は、条例施行当初に比べ10分の1に減少しているが、完全に無くなっておらず、一旦、監視の目が行き届かなくなると違反行為が繰り返される現状(いわゆる「いたちごっこ」)も見られると監査対象機関も認識しているところである。

条例の前文にもある、県民が琵琶湖と接することでその恵みを誰もが等しく享受できる状態がひとつの条例の目的であるならば、県民目線に立って、航行規制区域における違反行為の監視手法等の見直しが必要であると思われる。

については、悪質な違反行為を行う者に対しては、警察との連携をより一層強化するとともに、文書による停止命令を始め効果的な監視の実施など違反行為の更なる減少に向けて有効性のある対応を検討されたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

(1) 琵琶湖レジャー監視・指導補助嘱託員への立入調査権限の付与について

琵琶湖のレジャー利用の監視、指導を強化するため、平成29年度から、琵琶湖レジャー監視・指導補助嘱託員へ滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例（以下「条例」という。）第24条の2の規定に基づく立入調査等を行う権限を付与することとし、平成29年4月1日から施行した。

今後も適切な権限行使により、琵琶湖のレジャー利用の監視、指導に努めていく。

(2) 琵琶湖レジャー利用の監視のより効果的な実施方法について

違反行為の更なる減少に向けて、平成29年4月1日から航行規制水域監視嘱託員（警察OB）を滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例施行規則第7条の2の規定に基づく琵琶湖プレジャーボート取締員に任命し、条例第14条の規定に基づく停止命令等の権限を与え、監視船運航時は、常時、文書による停止命令書の発出等の取締が行える体制とした。また、連絡体制の構築など警察との連携をより一層強化するとともに、レジャー利用者の多い7月上旬から8月中旬までの期間を重点監視期間とし、特に悪質な違反行為を行う者へは、文書による停止命令書の発出も念頭に、湖上および陸上からの監視、取締を行った。

その結果、航行規制水域内で繰り返し違反行為が確認された4件について、停止命令書を交付した。

今後も、文書による停止命令を始め、違反行為の更なる減少に向けて効果的な監視、取締に努めていく。

監査執行対象機関名	甲賀環境事務所および琵琶湖環境部循環社会推進課
監査執行年月日	平成28年12月13日
監査結果報告年月日	平成29年3月14日
監査の結果	

(3) 廃棄物処理施設等立入り調査、不法投棄等パトロールのより効果的な実施について

平成27年度に県内で112,550トンもの大量の不法投棄が新たに判明した。この量は、全国の新規判明量の約7割を占めている。また、この大規模不法投棄事案により、過去5年間の全都道府県別のデータ中でも本県が最悪の数字となっている。

無通告での立入調査や不規則な経路によるパトロールなど、違反行為の発見に努められているところであるが、今回の結果を踏まえて、より効果的な立入検査、パトロールの手法について、工夫、改善を検討されたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

(3) 廃棄物処理施設等立入り調査、不法投棄等パトロールのより効果的な実施について

平成27年度に判明した大量の不法投棄事案については、産業廃棄物処分業の許可業者が、産業廃棄物を処理施設で中間処理した上で再生資材として売却したように装い、実際はほとんど中間処理を行うことなく、処理施設とは別の場所に不法投棄をしていたものである。

このことから、平成28年度からは、定期的に行っている産業廃棄物処理業者への立入検査に際し、従来の処理施設等の構造や維持管理に係る検査に加え、取引実績データを基に、不適正処理が行われやすい処理業者について、処理後の再生資材の販売先等の確認を徹底する等、検査の充実を図っている。

今後も、指導の対象となる事業者の処理業種ごとに監視のポイントを整理して効果的な監視を進める等、他府県等の監視指導で用いられている方法を取り入れながら改善していくこととした。

また、休日、夜間、早朝を対象とした委託パトロール、監視カメラやドローンによる監視を継続するほか、未然防止対策として、産業廃棄物の排出元となる建設および解体現場での指導、啓発を強化することとした。さらに、パトロール中に情報機器を活用した衛星画像の表示やヘリコプターによる上空からの監視により、不適正処理が懸念される土地を探知し、必要に応じてドローンを利用し調査するなど、不適正処理事案の早期発見、早期解決に繋げていくことで、今後とも、産業廃棄物の不適正処理の撲滅に向けて取り組んでいく。

監査執行対象機関名	健康医療福祉部健康福祉政策課
監査執行年月日	平成28年12月20日
監査結果報告年月日	平成29年3月14日
監査の結果	

(4) 社会福祉法人の不適正事例に対する厳正な対応について

社会福祉法人の法人外への資金の貸付けは、生活福祉資金貸付事業などのごく一部の事業を除き認められ

ていないが、監査対象機関が平成26年に行った、社会福祉法人監査において、外部貸付けを行っている法人に対し指導が行われ、当該法人は改善の意思を示していた。

しかしながら、当該法人は次年度にも外部貸付けを行っており、平成28年度においては、その金額も増加し、貸付期間も延びるなど悪化している状況が見受けられた。

外部貸付けについては、介護保険料や運営費の資金が流用されており、法人運営に多大な影響を及ぼしかねない重要な事項であり、また、不適切な行為であることを認識しながら意図的に繰り返し行うなど悪質性が認められ、同機関における初期対応および次年度の対応が適切であったか懸念される。

状況をしっかりと把握、分析、評価し、事態の収拾に向けて厳正に対応されたい。

#### 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

##### (4) 社会福祉法人の不適正事例に対する厳正な対応について

当該法人に対しては特別監査を実施し、外部貸付けを行ってきた経緯や現状等について改めて確認したところ、法人の内部統制機能の欠如が、改善が図られない大きな要因であると判断した。その結果を踏まえ、組織体制の見直しや再発防止策、資金回収に向けた取組について、改善勧告を行った。

これを受けて、法人において改善計画が策定され、役員の改選による新体制の構築などは正改善に向けた取組が行われているところである。平成29年度の法人監査においても改善状況の確認を行い、定期的に報告を求めるなど、継続的な指導を行っている。

監査執行対象機関名	健康医療福祉部健康福祉政策課および子ども・青少年局
監査執行年月日	平成28年12月20日
監査結果報告年月日	平成29年3月14日
監査の結果	

##### (5) 社会福祉施設監査の実効性の確保について

社会福祉施設(認可保育園)監査において、過年度の指摘に対して未改善であるにもかかわらず、漫然と同じ指摘を繰り返し行っている事例が公立保育園について複数見受けられた。

検査の目的が達成されているとは言い難いことから、同一の指摘に対して改善が見られない場合には、改善勧告、検査結果の公表など検査の実効性を確保する方策について検討されたい。

#### 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

##### (5) 社会福祉施設監査の実効性の確保について

児童福祉法および児童福祉行政指導監査実施要綱に基づき、保育所、認定こども園に対する社会福祉施設指導監査および市町に対する行政指導監査を実施している。

監査においては、必要に応じて文書指摘、口頭指示を行い、文書指摘については改善報告を求め、次年度以降の監査において改善状況の確認を行っている。

文書指摘の多くは、速やかに改善されているが、施設整備等の財政負担が伴う事項や人的配置が必要な事項などについては、その改善に時間を要している。

改善に時間を要する指摘事項のうち、平成29年度に実施した社会福祉施設指導監査(公立保育所)において、一定の期限を持って改善する旨の報告があった事項については、今後、その改善状況を確認していく。

なお、依然として改善されていない事項については、公立保育所を所管する市町に対する行政指導監査における指導や、児童福祉法第46条第3項に基づく改善勧告を行うなど検査の実効性の確保に努める。

監査執行対象機関名	農政水産部水産課
監査執行年月日	平成28年12月20日
監査結果報告年月日	平成29年3月14日
監査の結果	

##### (6) 法令に基づく検査の確実な実施について

水産業協同組合法第123条第4項により、組合の業務または会計の状況につき、毎年一回を常例として、帳簿検査その他の検査をすることが県に義務付けられているにも関わらず、長期にわたり検査が実施されていない組合が複数見受けられた。

当該検査は、組合運営の適正化および健全化を図るために法で義務付けられた検査であるので、確実に実施されたい。

## (7) 活動実態のない組合に対する指導の在り方について

活動実態のない組合に対して、数年前に解散手続きを説明したまま放置しているなど、適正な指導が行われていない状況であった。

正当な理由がないのに、一年以上事業を停止している場合は、解散の命令の事由にも該当することから、活動実態のない組合に対しては、解散指導、解散命令等を視野にいれ、指導方針を早急に検討の上、厳正に対応されたい。

## (8) 検査の実効性の確保について

過年度の検査結果に対して、措置が講じられておらず、措置・改善状況の県への報告もないにもかかわらず、県から当該組合に対して督促等が行われていない事例が見受けられた。

また、過年度の指摘に対して未改善であるにもかかわらず、漫然と同じ指摘を繰り返し行っている事例も複数見受けられた。

検査の指導事項については、今後の方針や対応について、文書等により確実に報告するよう指導するとともに、同一の指摘に対して改善が見られない場合には、改善勧告、改善命令を行うなど検査の実効性を確保する方策について検討されたい。

## 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

## (6) 法令に基づく検査の確実な実施について

長期にわたり検査が実施できていなかった4組合のうち、3組合については活動実態がない組合であるが、このうち1組合は平成29年7月に総会が開催され活動が再開されたので、平成30年度より検査を実施する予定である。また、2組合については、現在、解散命令に向けた準備を行っているところである。

残り1組合については、最近までは漁業操業を行っていたが現在は活動を休止しているため、今後の活動についての意思確認を早急に行うとともに、活動再開の意思がある場合は今後の適正な組合運営について指導を行い、活動の意思がない場合には解散に向けた指導を行っていく。

## (7) 活動実態の無い組合に対する指導の在り方について

活動実態のない3組合のうち、1組合については、活動再開に対する意思が認められたため、活動再開に向けた指導等を行った結果、平成29年7月に総会が開催され、新たな役員を選出、今後の実施事業の承認等が行われるなど、活動が再開されたところである。

残りの2組合については、現在、解散命令に向けた準備を行っている。

## (8) 検査の実効性の確保について

検査の指摘事項については、指摘事項に対する対応策が文書により確実に報告されるよう、チェックリストにより報告状況の管理を行うとともに、提出期限までに報告がない組合に対しては電話、文書により督促を行うこととしている。現在は大部分の組合から対応策の報告が行われており、報告のない組合に対しては引き続き督促を行っているところである。

検査で指摘のあった組合においては、定款の改正や組合員資格審査委員会の設置、開催に向けた活動が行われるなど、指摘事項の改善に向けた組合運営が行われている。

一部改善が図られていない組合に対しては、改善が図られるよう電話や訪問による指導を行っているが、指導後も改善に向けた意思が見られない組合に対しては、水産業協同組合法の規定に基づき改善命令を行っていく。

今後も、検査での指摘事項については、確実に改善が図られるよう、組合への指導を徹底していく。

監 査 執 行 対 象 機 関 名	家畜保健衛生所および農政水産部畜産課
監 査 執 行 年 月 日	平成28年12月13日
監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成29年3月14日
監 査 の 結 果	(9) 検査の実効性の確保について 飼養衛生管理基準の遵守状況確認のための農場立入調査において、毎年、200前後の事業者に対して何らかの指摘、指導が行われているが、7割から9割の事業者が未改善・未措置の状況となっており、同じ指導、指摘を受けながら、複数年にわたって、改善されない事例も見受けられた。 監査対象機関が定めている「家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準に係る事務処理要領」では、家畜の所有者が正当な理由なく指導等に従わない場合は、家畜伝染病予防法第12条の5の規定による指導等を行うこと、それでも指導に従わない場合は改善勧告を行うなどの手続が定められているが、当該規定に基づ

く指導等が行われた事例はなかった。

同一の指摘が複数年にわたって続くような場合にあっては、法律に基づく行政指導、改善勧告を行うとともに、それでも改善されない場合にあっては、行政処分を行うなど事務処理要領に基づき厳正に対応されたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

(9) 検査の実効性の確保について

家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の5年ごとの見直しに伴い、平成29年2月1日に国の「家畜伝染病予防法第12条の5の規定による指導及び助言、同法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令に関するガイドライン」が改正され、同基準の判断指標がより明確に示された。これに伴い、県の「家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の事務処理要領」（以下「事務処理要領」という。）を平成29年4月1日に改正した。

平成29年度は、改正した事務処理要領に従い、同基準の判断指標に基づく遵守状況の確認を行った。また、農場立入調査時に指摘事項があれば、現場で事業者に対して厳正に改善措置を求め、事業者が対応したことから、現在まで未改善・未措置の状況は認めていない。

今後においても、事務処理要領に基づき厳正に対応していく。

監査執行対象機関名	土木交通部住宅課
監査執行年月日	平成28年12月13日
監査結果報告年月日	平成29年3月14日
監査の結果	

(10) 復命書の作成・管理の徹底について

宅地建物取引業者に対する立入検査に係る復命書が確認できない事例が多数見受けられた。

検査結果の記録の保持、客観性・一貫性を確保するため、文書主義は徹底されるべきである。

検査の復命については、確実に文書により行うとともに、当該文書を適正に管理し、検査結果、指導事項等の記録保持・組織における情報共有に努められたい。

(11) 検査実施数の見直しについて

宅地建物取引業者に対する立入検査の対象事業者数は、1,000事業者を超えているにもかかわらず、最近の検査実施件数は18から41件にとどまっており、また年間の実施件数について定めたものもない状況であった。

国土交通省が定めている、「宅地建物取引事業者立入調査実施要綱」では、調査対象として新規免許事業者、苦情紛争相談の対象となることが比較的多い事業者に重点を置くこととされており、例年、新規事業者が40件程度あること、その他苦情等がある事業者にも対応する必要があることなどを勘案すると、一年あたりの検査実施件数は少なすぎると思われる。

検査員の人数等、実施体制の問題もあると思われるが、同要綱の内容に沿うよう実施件数について検討をされたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

(10) 復命書の作成・管理の徹底について

復命書の作成と管理について徹底するため、平成28年12月以降は、立入検査実施後、直ちに全ての検査に対して復命書を作成し、速やかに係内で回覧の上、課長決裁を取っている。加えて、パソコン上の係用共有フォルダー内に、立入検査の日程調整、通知文、実施結果（復命書）等を保存し、情報共有に努めている。

(11) 検査実施数の見直しについて

国土交通省の「宅地建物取引事業者立入調査実施要綱」において重点を置くことになっている新規免許業者については、これまで全体の件数に比して少数であったことから今年度から重点的に検査を実施することとし30件を計画し、苦情相談や通報等を受けた業者については10件を計画し、全体で昨年度の2倍程度の40件を計画としたところである。

今後も新規免許業者や苦情等の多い業者はもとより、法改正の時期にあわせて独自の重点項目を設けるなどしながら、宅建業者の資質向上や消費者利益の保護の一層の徹底を図るため、宅建業者の指導、監督に努めていく。

監査執行対象機関名	土木交通部砂防課
-----------	----------

監査執行年月日	平成28年12月13日
監査結果報告年月日	平成29年3月14日
監査の結果	(12) 復命書の作成および文書による指導の徹底について 平成27年度に「行政処分の適正執行について」をテーマに行った行政重点監査において、「文書による指導、復命書の作成等、文書主義の徹底」について意見を付したにもかかわらず、同監査以降に行われた平成27年度の採石場のパトロールについて、復命書が作成されておらず、指導も口頭で済まされていた。 検査結果の記録の保持、客観性・一貫性の確保するためには、文書主義は徹底されるべきである。 検査の復命については、確実に文書により行うとともに、指導事項についても文書で通知する等、検査結果・指導事項等の記録保持および組織における情報共有に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	(12) 復命書の作成および文書による指導の徹底について 復命書の作成および文書による指導について、平成28年度以降の全ての採石場のパトロールにおいて、その結果を文書により復命し、またパトロールや検査における指導事項等を、決裁を取り文書により通知することを徹底している。 これら文書主義の徹底を図ることにより、検査結果・指導事項等の記録保持および組織における情報共有に努めている。

監査執行対象機関名	会計管理局管理課
監査執行年月日	平成28年12月20日
監査結果報告年月日	平成29年3月14日
監査の結果	(13) 法令に基づく検査の確実な実施について 地方自治法施行令第158条の2第3項では、会計管理者は、県税の収納受託者に対して、定期および臨時に地方税の収納事務の状況を検査することが義務付けられているが、収納受託者15者のうち10者について、平成24年度に収納を委託して以来一度も検査が実施されていなかった。 県税の取扱件数、金額を考慮して、検査の頻度、手法等に差異を設けることは、一定合理性はあると考えられるが、検査を免除する規定はないことから、検査の合理化も考慮しながら、法令に基づいた事務を確実に実施されたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	(13) 法令に基づく検査の確実な実施について 「滋賀県税徴収金のコンビニエンスストアにおける収納事務委託契約」を締結した全ての事業者(12者)を対象として、その契約期間内(平成29年1月1日から平成31年12月31日まで)に、地方自治法施行令第158条の2第3項に基づく検査を実施することとした。 平成29年度は、12者のうちの5者に対し実地検査または書面検査を行い、検査の結果、いずれも適正に事務処理を行っていることと認められたため、その旨を文書により通知した。 残りの7者については、平成30年度および平成31年度に検査を実施する。